

定第205号議案

鹿児島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例一部改正の件

鹿児島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月18日

提 出

鹿児島市議会議員	中元 かつあき
〃	三反園 輝男
〃	向江 かほり
〃	山下 要
〃	こじま 洋子
〃	平山 タカヒサ
〃	霜 出 佳 寿
〃	米山 たいすけ
〃	大園 たつや
〃	松尾 まこと
〃	古江 尚子
〃	のぐち 英一郎

鹿児島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第4条第3項中「又は鹿児島市議会委員会条例（昭和42年条例第132号）の規定による常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会」を「、鹿児島市議会委員会条例（昭和42年条例第132号）の規定による常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会又は鹿児島市議会会議規則（昭和42年議会告示第1号）第165条の規定により設けられた議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）」に改め、同項ただし書中「同条例」を「鹿児島市議会委員会条例」に改め、「第15条の2」の次に「

及び鹿児島市議会会議規則第165条の2」を、「委員会」の次に「又は協議等の場」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

議会活動の明確化を図るために設ける議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を費用弁償の支給対象とするため、規定の追加等をするものである。

(参 照)

鹿児島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

(費用弁償)

第4条 1、2 略す

3 議員が議会の会議又は鹿児島市議会委員会条例(昭和42年条例第132号)の規定による常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会に出席したときは、前2項の規定にかかわらず、費用弁償として日額3,000円を支給する。ただし、同条例第15条の2に規定するオンラインによる方法で委員会に出席したときは、支給しない。